

# 平成31年 第5回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 平成31年4月24日(水) 午後2時00分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階第3会議室

出席委員

教育長 渡辺哲郎

教育長職務代理者 木下貴子

委員 中澤香代

委員 前田市朗

委員 大嶽和好

欠席委員 なし

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

あらかじめ出席要請した管理職員

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	副教育長	鈴木稔朗	
出	教育次長	田中慎一郎	
出	教育総務課長兼 文化財保護センター所長	佐藤秀樹	
出	教育推進課主幹	東山学史	
出	教育研究所長	熊崎健一	

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	昭和小学校近接校対応 調理場長兼大畑調理場 長兼共栄調理場長兼養 正小学校近接校対応調 理場長	松田直美	
出	放課後児童健全育成事 業調整担当課長	伊藤香代	
出	教育指導主事	土屋美之	

上表欠席職員の代理出席者：なし

説明のため出席した者：教育推進課課長代理 大前健史

会議の傍聴人：なし

会議を早退した者：なし

会議の公開、非公開：一部非公開

付議番号	案 件 名	所管課	結果
報第2号	多治見市立小中学校の教務主任等の承認について	教育推進課	原案承認
報第3号	学校運営協議会委員の報告について	教育推進課	原案承認
報第4号	多治見市学校歯科医師及び学校薬剤師の補欠の報告について	教育推進課	原案承認
報第5号	多治見市たじっこクラブ業務受託者選定委員会委員の補欠委員の報告について	教育推進課	原案承認
報第6号	多治見市児童生徒結核対策委員会委員の報告について	教育推進課	原案承認
議第18号	平成31年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置について	教育推進課 教育研究所	原案可決
議第19号	多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて	教育推進課	原案可決
議第20号	多治見市大学奨学資金給付規則による平成31年度奨学生の決定について	教育総務課	原案可決

**開 会**  
**議 事**

午後 2 時00分 教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

- 教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。
- 事務局 本日の会議については、「議第20号 多治見市大学奨学資金給費規則による平成31年度奨学生の決定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項“人事・その他の事件”に該当するため、同項及び多治見市教育委員会会議規則第10条の規定により、非公開と決定することについて、審議願う。
- 教育長 事務局の説明のとおり「議第20号 多治見市大学奨学資金給費規則による平成31年度奨学生の決定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項“人事・その他の事件”に該当するため、同項及び多治見市教育委員会会議規則第10条の規定により、非公開と決定することについて、異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 教育長 異議がないので、「議第20号 多治見市大学奨学資金給費規則による平成31年度奨学生の決定について」は非公開と決定する。

**報第 2 号 公開**

- 教育長 それでは、日程第 2、報第 2 号 多治見市立小中学校の教務主任等の承認について、事務局に説明を求める。
- 田中教育次長 (多治見市立小中学校の教務主任等の承認について、資料により説明)
- 教育長 何か質問はあるか。
- 各委員 なし。
- 教育長 質問もないので、「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、報第 2 号 多治見市立小中学校の教務主任等の承認について、原案どおり承認することとする。

**報第 3 号 公開**

- 教育長 次に、日程第 3、報第 3 号 学校運営協議会委員の報告について、事務局に説明を求める。
- 田中教育次長 (学校運営協議会委員の報告について、資料により説明)
- 教育長 何か質問はあるか。
- 前田委員 交代された方が交代された理由は何かあるか。単に任期の問題か。
- 大前教育推進課課長代理 P T A会長など、充て職での交代が主である。  
北栄小学校については、先に配付した資料に井上委員が 1 名追加となった。元 P T A会長で、他の委員から残って欲しいとの声が出たと聞いている。資料を追加したがご了承いただきたい。

- 前田委員 学校運営協議会は設置されている4校で順調に活動されているか。また、ほかの学校にも設置していく考えはあるのか。
- 大前教育推進課課長代理 4校とも各地域の特徴に合わせた活動をしていただいております、順調である。他の学校・地区にも呼びかけをしており、今年は養正小学校で取り組みが始まる。中学校にはまだないため、広げていきたいと考えている。
- 前田委員 一部の学校を小中一貫校にするという噂を聞いたが、そのような目的があつて運営協議会を設置するという考え方はあるのか。
- 大前教育推進課課長代理 学校が必要と思うから、学校運営協議会を設置するというものである。
- 教育長 法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されたため、市によってはいずれ義務化されるからと一斉に設置に動いているところもあると聞きますが、多治見市では地域の事情もあるので、学校との連携がしていただける地域から順番に設置していきたいと考えています。
- 前田委員 学校運営協議会が設置されている、設置されていないで例えば予算に差がつくといったことはあるか。
- 大前教育推進課課長代理 学校運営協議会の運営には若干の予算が付いているが、制度上大きな差はない。強いて言えば、職員も参加させていただくので、情報が早く伝わることはあるかと思う。
- 教育長 他に何か質問はあるか。なければ「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、報第3号 学校運営協議会委員の報告について、原案どおり承認することとする。

#### **報第4号 公開**

- 教育長 次に、日程第4、報第4号 多治見市学校歯科医師及び学校薬剤師の補欠の報告について、事務局に説明を求めます。
- 田中教育次長 (多治見市学校歯科医師及び学校薬剤師の補欠の報告について、資料により説明)
- 教育長 何か質問はあるか。
- 各委員 なし。
- 教育長 質問もないので、「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。
- 各委員 よい。
- 教育長 では、報第4号 多治見市学校歯科医師及び学校薬剤師の補欠の報告について、原案どおり承認することとする。

#### **報第5号 公開**

- 教育長 次に、日程第5 報第5号 多治見市たじっこクラブ業務受託者選定委員会委員の補欠委員の報告について、事務局に説明を求めます。
- 田中教育次長 (多治見市たじっこクラブ業務受託者選定委員会委員の補欠委員の報告について、資料により説明)

教育長 何か質問はあるか。  
各委員 なし。  
教育長 質問もないので、「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。  
各委員 よい。  
教育長 では、報第5号 多治見市たじっこクラブ業務受託者選定委員会委員の補欠委員の報告について、原案どおり承認することとする。

#### **報第6号 公開**

教育長 次に、日程第6 報第6号 多治見市児童生徒結核対策委員会委員の報告について、事務局に説明を求める。  
田中教育次長 (多治見市児童生徒結核対策委員会委員の報告について、資料により説明)  
教育長 何か質問はあるか。  
中澤委員 多治見は土地柄結核の方が多いと聞いたが、現状、結核にかかっている児童生徒はいるのか。  
大前教育推進課課長代理 結核は、外国、特にアジアの国々から帰国される場合にかかっていることを検査する必要がある、そのような場合、この委員会に協力いただいている。私が聞く限りでは結核にかかっている児童生徒はいない。  
中澤委員 この委員会の具体的な活動は。  
鈴木副教育長 年2回ほど、各学校の養護教諭が例えば家族にり患歴があるなどの危険因子のある児童生徒のリストを作成し、精密検査が必要などと、この委員会で判定していただいている。  
教育長 何か他に質問はあるか。  
各委員 なし。  
教育長 質問もないので、「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。  
各委員 よい。  
教育長 では、報第6号 多治見市児童生徒結核対策委員会委員の報告について、原案どおり承認することとする。

#### **議第18号 公開**

教育長 次に、日程第7 議第18号 平成31年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置について、事務局に説明を求める。  
田中教育次長 (平成31年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置について、資料により説明)  
教育長 何か質問はあるか。  
前田委員 平成31年度に採択した教科書はいつから使われるのか。  
田中教育次長 平成33年度から新しい学習指導要領となるので、平成33年度からである。

熊崎教育研究所 補足するが、小学校については平成32年度から新しい学習指導要領となるので、平成32年度からになる。

所長

教育長 何か他に質問はあるか。

各委員 なし。

教育長 質問もないので、「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、議第18号 平成31年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置について、原案どおり可決することとする。

### **議第19号 公開**

教育長 次に、日程第8 議第19号 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

伊藤放課後児童健全育成事業調整担当課長 (多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて、資料により説明)

教育長 何か質問はあるか。

木下委員 実施したアンケートに、利用負担金についての意見はあったか。生活保護世帯、住民税非課税世帯の減免制度はどのような内容か。

伊藤放課後児童健全育成事業調整担当課長 利用負担金については、高いという特段の意見はなかった。生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額減免である。ただし、活動費は実費であるため、減免はない。

前田委員 応能負担とはどういう意味か。

伊藤放課後児童健全育成事業調整担当課長 収入に応じて利用負担金の金額を段階的に変えるという意味である。保育園のように応能負担とすると、事務量が大幅に増え相応の事務体制等が必要になるため、導入を見送ることとした。

前田委員 支援員は、市が探すのか、それとも受託者が探すのか。

伊藤放課後児童健全育成事業調整担当課長 受託者が探し、職員として雇用する。

中澤委員 アンケートの具体的な項目と回答率について聞きたい。

伊藤放課後児童健全育成事業調整担当課長 アンケートの項目は、運営について、受託者との契約期間、費用負担とサービスとの関係、受託者を選定する際に重視すべきこと、保護者会などである。受託者から保護者に配付してもらったが、回答率は計算していない。

中澤委員 もともとすごく安い利用負担金だと思うが、一人の子どもに掛かっている費用は保護者が何%、国が何%、市が何%負担しているのか。

伊藤放課後児童健全育成事業調整担当課長 国は、費用の50%は保護者に負担していただき、残りの50%を公費で負担する考え方を指針として示している。本市では保護者の負担は25%に留まっており、今回17%値上げをしても全く国の指針のレベルには届かない。

大嶽委員 サービス内容についての満足度とか改善点とか、保護者からの意見を聞く機会には定期的に設けているか。

伊藤放課後児童健全育成事業調整担当課長 保護者会では意見を聞く場を設けている。アンケートも今後行っていきたい

全育成事業調整担当課長      と考えている。

教育長                      何か他に質問はないか。

各委員                      なし。

教育長                      質問もないので、「異議なし」として、原案どおり可決してよいか。

各委員                      よい。

教育長                      では、議第19号 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

**議第20号 非公開**

教育長                      これにて平成31年度第5回教育委員会会議を閉会とする。

**閉 会**                      午後2時55分